

高原町指定暑熱避難施設の指定に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条に基づき、暑さをしのぐ避難場所として、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定について必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

(対象)

第2条 町内に住所を有する事業所、店舗及び販売所等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは対象外とする。

- (1) 本町の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動、思想活動若しくは宗教活動を助長し、又は助長するおそれがあるとき。
- (4) その他クーリングシェルターとして適当でないと認められるとき。

(指定の要件)

第3条 クーリングシェルターは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表している日時において必ず施設を開放できること。
- (3) 受入可能人数に応じて、1人当たりの空間を適切に確保できること。
- (4) 民間施設においては、施設管理者の同意のもと必要事項を定めた協定（別紙）を町と締結し、施設管理者がその内容を履行できること。
- (5) クーリングシェルター・マークの掲示ができること。

(協定期間)

第4条 前条第4号の協定期間は、協定で定めた有効期間満了の2か月前までに協定の更新をしない旨の申出がなかった場合、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(運用期間)

第5条 クーリングシェルターの運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間と同一期間とする。

(申込方法)

第6条 クーリングシェルターとして指定を受けようとする者は、高原町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）登録申込書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第7条 クーリングシェルター指定施設（以下「指定施設」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定施設が廃止されたとき。
- (2) 指定施設が第2条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 指定施設が第3条各号の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 指定施設から指定の解除の申出があったとき。
- (5) その他指定施設として適当でないと認められるとき。

(損害賠償)

第8条 クーリングシェルターの指定により生じた第三者からの損害賠償その他一切の責任は、指定施設が負うものとし、本町は、いかなる場合においても、その責めを負わない。

(協議)

第9条 本要領に定めのない事項又は本要領に定める事項について疑義が生じた場合は、町と施設管理者とが協議のうえ、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月5日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

高原町長 様

高原町指定クーリングシェルター登録申込書

施 設 情 報	
施 設 名	
住 所	〒
電 話 番 号	
開 放 可 能 日 ・ 時 間	
定 休 日	
シェルター一 部 の 概 要	※図面等での提出も可能
受入可能人数	人
施設管理者名	
備 考	

担 当 者 情 報	
所 属 ・ 役 職	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
メ ー ル	